

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）</p>	<p>別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）</p>
<p>第一・第二（略） 第三 無線設備</p>	<p>第一・第二（略） 第三 無線設備</p>
<p>一（略） 二 電気的特性の点検</p>	<p>一（略） 二 電気的特性の点検</p>
<p>無線局の種別及び無線設備名</p>	<p>無線局の種別及び無線設備名</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>その他の無線局</p> <p>一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 送信パルス特性 六 隣接チャンネル漏えい電力 七 変調特性 八 受信感度 九 選択度</p>	<p>その他の無線局</p> <p>一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 隣接チャンネル漏えい電力 六 変調特性 七 受信感度 八 選択度</p>
<p>注1、3（略） 三（略）</p>	<p>注1、3（略） 三（略）</p>
<p>備考</p> <p>・五については、設備規則第四十五条の十二の六第四号に掲げる無線設備の無線局に限る。</p> <p>・七、八及び九については、海岸局（八及び九を除く。）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。</p>	<p>備考</p> <p>・六、七及び八については、海岸局（七及び八を除く。）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。</p>